

本人	法学研究科 法学部 スポーツ健康学部	専攻 学科 学科	年
	学籍番号		
	氏名	印	
	携帯電話	()	-
保護者	住所 (〒 -)		
		
	氏名	印	
	自宅電話	()	-
	携帯電話	()	-

学生納付金延納・分納願

学費納入規程第10条第1項により、次のとおり学費の 延納・分納 をご許可くださいますようお願いいたします
記

1 理由	
2 金額	円
3 完納期日	令和 年 月 日

4 分納期日・金額

第1回納入日	令和 年 月 日
納入金額	円
第2回納入日	令和 年 月 日
納入金額	円
第3回納入日	令和 年 月 日
納入金額	円

5 学費に関する規程等

学費納付規程(抄)

(延納の納付期限)

第11条 延納を許可された学費の納付期限は、春学期分につき8月末日とし、秋学期分につき翌年2月末日とする。

平成国際大学学則(抄)

(除籍)

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する

- 一 授業料その他学納金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

学費納付規程(抄)

(学費未納者の除籍)

第15条 学費を定められた期限までに納付しない者は、学生本人及び保証人に督促状を送付する。

- 2 前項の督促を受けた後2ヵ月を経過して学費を納付しない者は、教授会又は研究科委員会の議を経て除籍する。

(退学者の学費)

第14条 退学するものは、在学している学期の学費を納付しなければならない。